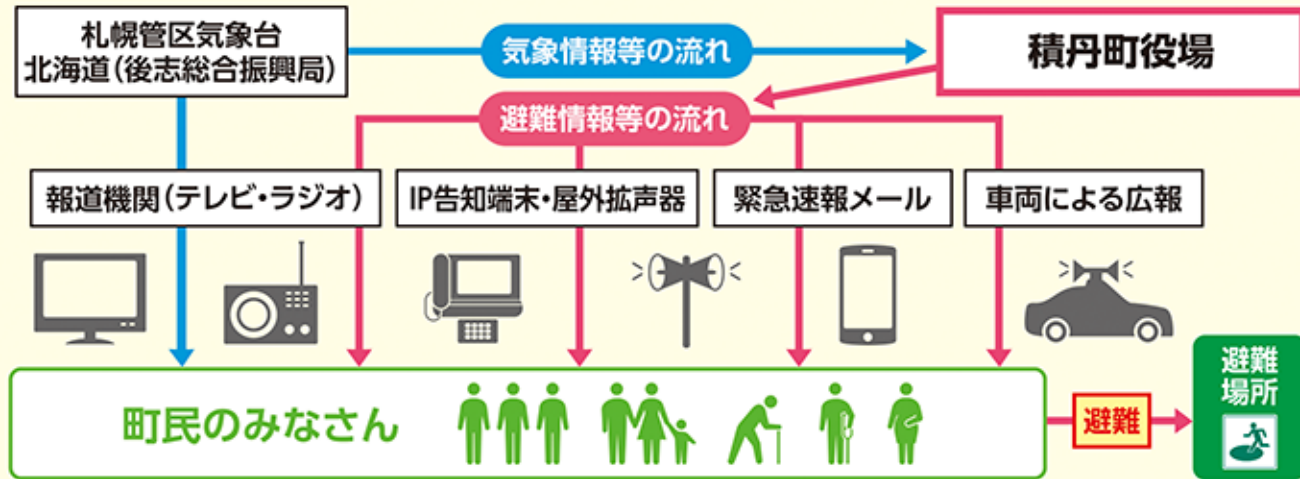


気象情報・避難情報の伝達経路

気象情報・土砂災害警戒情報及び避難情報は、各機関から以下のような経路で伝達されます。
町民のみなさんは、テレビ・ラジオ・IP告知端末・屋外拡声器・緊急速報メールから情報収集して災害に備えてください。



防災気象情報と避難行動

災害の危険性が高まった区域に避難に関する情報を発令します。
町民のみなさんは、次の内容を参考に行動してください。



※身の危険を感じたときは警戒レベルに関わらず避難してください。また、必ずしもレベル1から順に発令されるとは限りません。

警戒レベル5 緊急安全確保 が発令された場合

これまでに経験したことのないような、危険が差し迫った異常な状況にあります
ただちに「**命を守る行動**」をとってください!

重要! 大雨や道路冠水などで避難場所へ避難することが困難な場合は、周囲の堅固な建物または自宅の2階(山の斜面と反対側)に避難するなど、生命を守る最低限の行動をしてください。
また、避難行動は、自助・共助(近所)が大切です。周囲に声を掛け合い協力して避難しましょう。

北海道の土砂災害警戒情報を知るには... [北海道土砂災害警戒情報システム](http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/) 検索

こちらへアクセス▶▶▶ URL <http://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/> (スマホ版)

自然災害と向き合うために

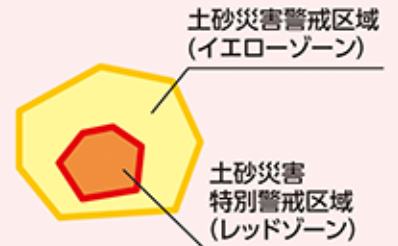
積丹町

土砂災害ハザードマップ

神岬地区にお住まいの方

「土砂災害警戒区域」および「土砂災害特別警戒区域」とは

黄色で囲まれた **土砂災害警戒区域** は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域」です。
赤色で囲まれた **土砂災害特別警戒区域** は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域」です。



土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となる可能性があります。
注意しましょう。

土砂災害の種類

一般的に土砂災害は、降雨や融雪で地中の水分が増えて地盤が緩み、さらに長雨や集中豪雨が続いたときに発生するとされています。土砂災害の要因となる降雨について、日頃から注意しましょう。



土砂災害防止法

土砂災害防止法とは、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域を指定し、警戒避難体制の整備(情報収集及び伝達、避難体制など)、ハザードマップによる危険の周知、新規住宅等の立地抑制などの対策を推進するもので、北海道によって土砂災害警戒区域の指定が進められます。

積丹町役場

Tel. (0135)44-2111 Fax. (0135)44-2125